

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
7月16日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課).....二
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
 - 解除予定保安林(防府市) (森林整備課).....二
 - 保安林予定森林(宇部市) (森林整備課).....二
- 公告
 - 県営長堤池地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....二
 - 県営一ヶ谷地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....三
 - 公安委告示
 - 警備員指導教育責任者講習の実施.....三

山口県告示第二二六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年七月十六日

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|-------|------|-------|
| 名 | 医 | 療 | 所 | 機 | 在 | 関 | 地 | 廃止年月日 |
| | | | | | | 山口県知事 | 村岡嗣政 | |

| | | |
|---------------|-----------------|----------|
| 山口内科医院 | 岩国市川西二丁目七番六号 | 令和二、三、三二 |
| 岩国おりた脳神経クリニック | 今津町一丁目九番二六号 | 令和六、四、三〇 |
| 山崎歯科医院 | 宇部市船木九七九 | 五、一五 |
| 稲光歯科医院 | 山口市天花一丁目三番二二号 | 四、三〇 |
| ヘイワ薬局仁井令店 | 防府市西仁井令一丁目一一番一號 | 三、三一 |

| | | |
|-----------------------|-------------------|-------------------|
| 指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーション等の所在地 | 廃止年月日 |
| 医療法人ハート | 岩国市牛野谷町三丁目四九番五三三号 | 令和六、三、三一 |
| 岩国市牛野谷町三丁目四九番五三三号 | あまの訪問看護ステーション | 岩国市牛野谷町三丁目四九番五三三号 |

山口県告示第二二七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年七月十六日

| | | | | | | | | |
|---------------|---|---|----------------|---|---|-------|------|---------|
| 名 | 医 | 療 | 所 | 機 | 在 | 関 | 地 | 指定年月日 |
| | | | | | | 山口県知事 | 村岡嗣政 | |
| 岩国おりた脳神経クリニック | | | 岩国市今津町一丁目九番二六号 | | | | | 令和六、五、一 |
| 山崎歯科医院 | | | 宇部市大字船木三六一の二二 | | | | | 一五 |
| 稲光歯科医院 | | | 山口市天花一丁目三番二二号 | | | | | 一 |
| オオタ薬局嘉川店 | | | 江崎二四七五の三 | | | | | 六、 |
| 慶万薬局 | | | 周南市慶万町一番一二号 | | | | | 六、 |

| | | |
|---|-----------------|----------------|
| 指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーション等の所在地 | 指定年月日 |
| 合同会社Cs  improvi  ng Lab  | 防府市大字真尾三三四の三 | きみいる訪問看護ステーション |
| | | 防府市大字真尾三三四の三 |
| | | 令和六、四、一 |

山口県告示第二八八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和六年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関 名称 所在地 指定辞退年月日
有限会社山一薬局 山口市道場門前一丁目二番二九号 令和六、五、一〇

山口県告示第二二九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 居宅介護事業所 事業の種類 廃止年月日
氏名又は名 住所又は主たる事務所の所在地
社会医療法人 下松市生野屋 訪問看護ステーションに 下松市生野屋 訪問介 令和六、三、三一
同仁会 南一丁目一〇番一號 南一丁目一〇番一號

山口県告示第二一〇号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和六年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所 防府市大字鈴屋字山ノ下一〇五五二の六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び防府市産業振興部農林水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二二一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和六年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所 宇部市大字棚井字鷹巣ヶ浴一三の一、字高尾二六の二、字スワノ坊二六の四、大字船木字追山二〇の三、二〇の五、字一両畑五〇の一、字石原埵六一の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、宇部市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(二二八) 県宮長堤池地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県宮

長堤池地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営長堤池地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年七月十七日から同年八月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(二二九) 県営一ヶ谷地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営一ヶ谷地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営一ヶ谷地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年七月十七日から同年八月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト



山口県公安委員会告示第二十二号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和六年七月十六日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）
令和六年八月二十六日（月曜日）から同月二十九日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月三十日（金曜日）の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）
令和六年八月二十九日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月三十日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分
法第二条第一項第二号に規定する業務（以下「第二号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人
二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二

項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

令和六年七月二十九日(月曜日)から同年八月二日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余

白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。